

賛同団体、賛同人のお願い

東海第二原発再稼働問題・署名実行委員会

日頃より、東海第二原発再稼働問題に取り組んでおられる団体、グループ、個人の皆さま。東海第二原発の「安全協定見直し」を支持し、「20年延長申請」に反対する署名運動に賛同してください。

九州電力川内原発の再稼働を皮切りに、再稼働へ向けた動きが強まってきました。東海第二原発もこの動きの中にあります。当原発の適合性審査の状況は、地震津波の審査会合だけでも6回行われ、津波に係る審査会合は本年1月に行われています。一般に審査は進んでいないと言われていますが、全国の再稼働のピッチ如何では油断できません。また、当原発は運転開始以来数え歳38になり、運転期限の40歳に近づいています。これらを考慮すると、東海第二原発の再稼働問題はここ2年の間に大きな節目を迎えることは疑いを入れません。

このような時期に当たって、改めて再稼働反対の世論をどう作っていくかが課題です。私たちはその課題に取り組むにあたって、現在の再稼働をめぐる状況で焦点になっていること、焦点にしなければならないことは二つあり、そこに運動を集中させる必要があると考えました。

第一が安全協定見直しです。具体的には再稼働に係る「地元」同意権の、「地元」の範囲を広げるということです。川内原発の再稼働に際しては、近隣の自治体や市民の声を無視して、原発の所在する立地自治体（薩摩川内市）のみを「地元」とし、その市長と鹿児島県知事の同意で事足りるとされました。これはおかしいでしょう。福島第一原発事故では30キロ圏に避難命令が出され、さらには40～50キロ圏内（飯舘村）も追加されました。事故後に国も30キロ圏の自治体に広域避難計画の策定を義務付けました。このように事故が起これば立地自治体のみでなく、少なくとも30キロ圏内に災害をもたらすことが事実として明らかになり、国もそれを認めたのです。言葉を変えれば、30キロ圏内自治体を立地自治体並の「地元」とみなすということです。再稼働に係る同意権を少なくともその範囲に広げる必要があります。既に原子力所在地域首長懇談会（6市村）は事故後に、この要求を日本原電に突き付けており、「覚書」によれば、再稼働の議論の前にその結論を出すことになっています。まず、「地元」範囲の拡大はここを突破口に、と首長懇談会の行動を支持し、できるだけ早い時期の目的達成を求めていきたいと思えます。

第二は20年運転延長の申請をするなどという要求です。老朽原発で、しかも大地震による被災原発である東海第二原発を延長運転するなど狂気の沙汰です。福島第一原発の事故をしっかりと踏まえて、日本原電には申請をしないように、茨城県とさしあたっては懇談会の首長へ日本原電が申請するのに反対するように要請していきたいと思えます。

以上の二つの要請を、署名運動という形で県内外の多くの人たちに訴え、東海第二原発の再稼働に反対する新たなうねりをつくりだしていきたいと考えています。この趣旨に賛同いただきまして、賛同団体・賛同人に名前を連ねていただくようお願いいたします。

2016年2月21日

【東海第二原発再稼働問題・署名実行委員会】

原発事故から暮らしを守るネットワーク（からくらネット）	阿部 功志
脱原発ネットワーク茨城	小川 仙月、
東海第二原発の廃炉をめざす県民センター	田村 武夫
茨城平和擁護県民会議	鈴木 博久、川口 玉留
さよなら原発いばらきネットワーク	丸山 幸司

各団体連絡担当 相沢一正（署名実行委員会・からくらネット）
江口 肇（脱原発ネットワーク茨城）
相楽 衛（平和擁護県民会議）
中山弘子、花山知宏（さよなら原発）

（賛同についてのお問い合わせ）

さよなら原発いばらきネットワーク（担当：花山）
310-0062 水戸市大町3-1-24 はばたきビル
TEL 029-231-4555/FAX 029-232-0532
メール hanayama@habataki-lo.jp

